

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行い、令和六年四月一日に遡って適用すること。（第十五条及び法第一条の規定による改正後の別表並びに附則第一項及び第二項関係）

第二 一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行い、令和七年四月一日から施行すること。（法第二条の規定による改正後の別表及び附則第一項関係）